

小樽市宿泊税に係るQ & A

(Accommodation Tax)

令和7年9月 実務説明会用
小樽市財政部市民税課

小樽市宿泊税に係るQ & A 目次

1 宿泊税について

1	宿泊税とはどのような税金ですか？	P 1
2	宿泊税はどのように徴収されるのですか？	P 1
3	どのような宿泊施設に泊まったときに宿泊税がかかるのですか？	P 1
4	宿泊税の税率はいくらですか？	P 1
5	税率等が変更されることはないのですか？	P 2
6	宿泊料金に応じた税率区分や免税点を設けるべきではありませんか？	P 2
7	小樽市民も課税されるのですか？	P 2
8	宿泊税の使途はどのように考えているのですか？	P 2
9	小樽市宿泊税条例の施行時期はいつになるのですか？	P 3
10	小樽市宿泊税条例の施行日より前に予約していた場合も宿泊税は課税されるのでしょうか？	P 3

2 課税対象・宿泊料金について

1	課税対象となる「宿泊」の判断基準はどのようなものですか？	P 4
2	例えば午前1時から午前8時までの宿泊契約ではない利用など、日をまたがない6時間以上の利用は宿泊税の課税対象でしょうか？	P 4
3	当日のみの利用（14時から17時の利用など）や、日をまたぐ6時間未満の利用（23時から25時の利用など）の取扱いはどうなりますか？	P 4
4	課税対象とならない宿泊の例はどのようなものですか？	P 5
5	個人で民泊を経営しておりますが、民泊で宿泊される方も課税対象となりますか？	P 5
6	チェックインが0時以降になった場合の「宿泊日」はいつになりますか？	P 5
7	事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日となった場合）、宿泊税は課税されますか？	P 5
8	延長料金は宿泊料金になりますか？	P 5
9	観光目的ではない宿泊でも課税対象となるのですか？	P 5
10	宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか？	P 6
11	添寝の幼児や子どもも宿泊税の対象になりますか？	P 6
12	子ども向けに布団の貸出を行っております。幼児料金として布団の貸出料金を徴収していますが、課税対象となりますか？（低廉な実費負担部分の立替金に該当しますか？）	P 6

13	添寝の子どもについては、宿泊料金を徴収しておりませんが、入館料を徴収しています。この場合、宿泊税の課税対象となりますか？なお、入館料は子どもが宿泊する場合のみ発生します。	P 6
14	シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか？	P 7
15	清掃料金を強制的に徴収している場合、その取扱いはどうなりますか？	P 7
16	客室を日帰りで利用する（いわゆるデイユース）の場合、宿泊税は課税されますか？	P 7
17	休憩その他これに類する利用に係る契約の場合、宿泊税は課税されますか？	P 7
18	サブスクリプション方式（月額定額料金）の利用の場合、宿泊税は課税されますか？	P 7
19	長期滞在の場合でも課税対象となりますか？	P 7
20	マンスリーマンションやワイークリーマンションに宿泊の場合、宿泊税は課税されますか？	P 8
21	カプセルホテルに宿泊の場合、宿泊税は課税されますか？	P 8
22	インターネットカフェに宿泊の場合、宿泊税は課税されますか？	P 8
23	ペットの宿泊は課税対象となりますか？	P 8
24	ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は、宿泊税の課税対象となりますか？	P 8
25	実際の宿泊を伴わない利用（ホールドルーム、キープルーム等）は課税対象となりますか？	P 9
26	連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか？	P 9
27	例えば5泊したら1泊が無料となるキャンペーンを実施した場合、税額はどうなるのでしょうか？	P 9
28	2名で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1名のみだった場合、宿泊税を返金してもいいですか？	P 10
29	ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは、会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象となりますか？	P 10
30	自社向けの研修施設がありますが、そこに宿泊した場合、宿泊税は課税されますか？一般への貸出も行っているため、旅館業の許可をとっています。	P 10
31	宿泊施設の従業員が業務のために当該宿泊施設に宿泊した場合、宿泊税は課税されますか？なお、金銭の授受はありません。	P 10
32	グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか？なお、金銭の授受はあります。	P 10
33	レジャーホテルのような休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか？	P 11

34	レジャーホテルを経営しており、部屋ごとに料金を徴収しております。この場合、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収すればよいのでしょうか？	P 11
35	公営施設に宿泊の場合、宿泊税は課税されますか？また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象となりますか？	P 11
36	キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか？また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でもお客様一人一人に宿泊税が課税されますか？	P 12
37	キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか？	P 12
38	事務所として客室を利用する場合、宿泊税は課税されますか？	P 12
39	団体宿泊に伴い、会議室を客室として提供する場合、宿泊税は課税されますか？	P 12
40	長期滞在（2～3ヶ月）の場合も課税対象となりますか？この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合は課税対象となりますか？	P 12
41	旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合、宿泊税は課税されますか？	P 13
42	宿泊者が宿泊中に地震による被害を受けた場合も宿泊税は課税されますか？	P 13
43	避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしていいですか？	P 13
44	無料の食事がついている場合、宿泊料金はどうなりますか？	P 13
45	食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか？	P 13
46	企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか？	P 13
47	外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか？	P 14
48	宿泊予約サイトに支払う手数料はどのように取扱いますか？	P 14
49	宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合、どのように取扱いますか？	P 14
50	補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合、どのように取扱いますか？	P 14
51	利用客室の変更（アップグレード）があった場合、どのように取扱いますか？	P 14

3 旅行業関係者の方向け

1	旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税担当分の金額を預かる間に問題はありませんか？	P 15
---	--	------

4 課税免除について

1	修学旅行等で課税免除となるのはどのような人ですか？	P 16
2	修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか？	P 17
3	その他の学校行事（学習合宿、林間学校、社会科見学等）は課税免除となりますか？	P 17
4	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊で課税免除となるのはどのような人ですか？	P 18

5 特別徴収義務者について

1	特別徴収義務者となるのはどのような人ですか？	P 19
2	特別徴収義務者として行わなければならないことはどのようなものがありますか？	P 19
3	保存すべき帳簿や書類はどういったものですか？	P 19
4	宿泊税は特別徴収義務者が負担しなければならないのですか？	P 20
5	これから旅館業（住宅宿泊事業）を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか？	P 20
6	民泊の経営をしておりますが、宿泊税特別徴収義務者届出書に付随する提出書類のうち、宿泊約款を作成しておりません。住宅宿泊事業ではどの書類を提出したらよいでしょうか？	P 20
7	旅館業の営業を現在休止している状況です。そのため、宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書を提出しようと考えておりますが、休止を確認できる書類として何を提出したらよいでしょうか？	P 20
8	旅館業（住宅宿泊事業）を廃業しようと思うのですが、どのような手続が必要ですか？	P 21
9	宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか？	P 21
10	宿泊税特別徴収義務者届出書などの各種書類はどこに提出すればよいのでしょうか？	P 21
11	宿泊税導入後、特別徴収義務者の届出を行っていない宿泊事業者に対し、どのような対応を考えているのでしょうか？	P 21

6 申告及び納入等について

1	宿泊税の徴収の仕方は決まっていますか？ 宿泊料金をインターネットを通じ、クレジット決済できるようにしておますが、宿泊税はどのように徴収したらよいのでしょうか？	P 22
2	旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか？	P 22
3	宿泊者（招待客）と予約者（料金支払者）が別人である場合、宿泊者から直接徴収するのでしょうか？それとも納税義務者は宿泊者であるものの、予約者から徴収するのでしょうか？	P 22
4	小樽市宿泊税条例施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者については、宿泊税をどのように徴収すればよいですか？また、振込手数料は誰が負担するのでしょうか？	P 23
5	納税義務者が宿泊税を支払わなかつた場合、宿泊事業者が特別徴収をしなかつた場合、罰則はあるのでしょうか？	P 23
6	宿泊施設が宿泊税の事務手続きに協力的であっても、宿泊者が非協力的な場合もあると思います。宿泊者が非協力的な場合の対応について、教えていただけますか？	P 23
7	宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければいけませんか？表示が必要な場合は、どのように表示すべきでしょうか？	P 24
8	領収書とは別に請求書を作成していますが、手書きで領収書を発行した際は、総額表示にしております。請求書には税額を区別して記載しているため、手書きの領収書には税額を区別しなくてもよいと考えておりますが、いかがでしょうか？	P 24
9	領収書に添付する収入印紙は、宿泊税額を含めた額に対して添付することになるのでしょうか？	P 24
10	会計システム上、1名で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっています。この場合、どのように対応したらいいでしょうか？	P 24
11	宿泊税の徴収に当たり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ります。この場合など、キャッシュレス決済に係る手数料は宿泊事業者が負担するのでしょうか？	P 25
12	納入申告書や納入書は毎月送られてくるのでしょうか？	P 25
13	宿泊税の申告・納入はどのように行うのでしょうか？	P 25
14	電子申告は可能でしょうか？	P 25
15	申告や納入が遅れたらどうなりますか？	P 26
16	郵便等を利用して納入申告書を提出し、小樽市への到着が申告期限より後になった場合、期限後の申告となりますか？	P 26
17	納入申告書等の郵送代については、宿泊事業者が負担することになるのでしょうか？	P 26
18	宿泊がない月でも申告が必要ですか？	P 26

19	宿泊税の納入について、口座から引き落としてもらうことは可能でしょうか？	P 26
20	金融機関窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は宿泊事業者が負担するのでしょうか？	P 26
21	宿泊税のうち、道税分はどのように納めたらよろしいでしょうか？	P 27
22	民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額を申告してよろしいのでしょうか？	P 27
23	利用後に料金変更が発覚した場合は宿泊税を変更する必要がありますか？	P 27
24	売掛（後払い）の場合、宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となりますか？入金された月の翌月となりますか？	P 27
25	宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となりますか？	P 27
26	簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月宿泊税の申告・納入を行う必要がありますか？	P 27
27	宿泊税の申告は、宿泊税納入申告書及び宿泊税月計表に宿泊した人数等を記入し、行うことですが、小さな宿泊施設だと宿泊者数が「ゼロ」であることもあります。その場合、全ての日にちの記載箇所に「ゼロ」を記入しなければなりませんか？	P 28
28	月計表の課税対象外の記入方法を教えてください。課税対象外の欄に、添寝無料の方などの宿泊数を記入する必要はありますか？	P 28
29	旅館業を週末だけ行っていますが、人数制限をしているため、年間でも税額が60,000円程度にしかなりません。申告納入期限の特例の対象にもなると思いますが、事前納入できませんか？	P 28
30	営業開始から1年が経過していない場合、申告納入期限の特例の適用を受けることはできないのですか？	P 29
31	入湯税とは別に徴収するということですか？	P 29
32	宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか？宿泊事業者が説明するときに使えるような広報物はありますか？	P 29

7 宿泊税特別徴収義務者交付金について

1	宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金はありますか？	P 30
2	宿泊税特別徴収義務者交付金はいつごろから交付される予定ですか？	P 30
3	宿泊税特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入することはできませんか？	P 30
4	宿泊税特別徴収義務者交付金に対して、消費税は課税されるのでしょうか？	P 30

1 宿泊税について

Q 1 宿泊税とはどのような税金ですか？

A 宿泊税は、観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、小樽市が独自に課税する地方税（※法定外目的税）です。

小樽市内の宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿所又は民泊住宅）に宿泊料金を支払って宿泊する際に課税されます。

※ 法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県・市町村が課することができる税です（地方税法第5条第7項、第731条第1項）。

Q 2 宿泊税はどのように徴収されるのですか？

A 小樽市が直接徴収するのではなく、宿泊施設において、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、小樽市へ申告及び納入をしていただく「特別徴収」により徴収いたします。

Q 3 どのような宿泊施設に泊まったときに宿泊税がかかるのですか？

A 小樽市内に所在する宿泊施設（旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル・簡易宿所）及び住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅）への宿泊が対象となります（宿泊料金を支払って行われる宿泊のみ。）。

Q 4 宿泊税の税率はいくらですか？

A 小樽市内の宿泊施設に宿泊した際、1人1泊につき200円が市宿泊税として課税されます。

また、北海道においても北海道宿泊税条例に基づき宿泊税（以下「道宿泊税」といいます。）を課税しますが、小樽市内で課税される道宿泊税については、地方税法の規定に基づき、小樽市が一括して賦課徴収を行います。特別徴収義務者には、小樽市に市宿泊税と併せて道宿泊税の申告納入をしていただき、小樽市から北海道に道宿泊税を払い込みます。

※ 宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

【宿泊税総額（市と道の合算額）】

宿泊料金（税抜き）	市宿泊税	道宿泊税	宿泊税総額
2万円未満	200円	100円	300円
2万円～5万円未満		200円	400円
5万円以上		500円	700円

Q 5 税率等が変更されることはないのですか？

A 税率等は小樽市宿泊税条例において規定されております。

なお、本条例では、施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

Q 6 宿泊料金に応じた税率区分や免税点を設けるべきではありませんか？

A 小樽市宿泊税の税率については、広く宿泊者の負担を求めることが望ましく、かつ、宿泊事業者の方に負担がなるべく掛からないよう簡素な制度とすること、また、宿泊料金によって宿泊者が受ける行政サービスの程度に違いはないことなど、公平性及び応益性の観点から、宿泊料金による段階や免税点（一定の宿泊料金までを免税することをいいます。）を設けず、1人1泊につき200円とする一律定額制といたしました。

Q 7 小樽市民も課税されるのですか？

A 市民であっても、宿泊者には一定の受益があると考えられ、また、市民であることのみをもって課税しないことは、税の公平性の観点から困難であるため、一定の御負担をお願いしております。

Q 8 宿泊税の使途はどのように考えているのですか？

A 宿泊税は、観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的に導入する法定外目的税です。

そのため、宿泊税の使途は、受益と負担の関係性を考慮し検討する必要があるほか、宿泊者や宿泊事業者などの十分な理解を得る必要があることから、具体的な使途については、協議会の設置等により、関係者の意見を参考に検討する仕組みを構築します。

※ 具体的な使途については、毎年度の予算及び決算に合わせて公表いたします。

【主な取組事例】

- (1) 歴史遺産や個性ある景観の保全
- (2) 観光インフラの整備
- (3) 受入環境の整備
- (4) マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組
- (5) 観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立て
- (6) 賦課徴収に係る経費

※ 上記については、現段階で想定している使途の方向性を表したものです。

Q 9 小樽市宿泊税条例の施行時期はいつになるのですか？

A 小樽市宿泊税条例の施行時期については、令和7年3月21日に法定外目的税として総務大臣から同意を得て、同年8月20日に小樽市宿泊税条例の施行期日を定める規則が公布され、令和8年4月1日と定めております。

Q 10 小樽市宿泊税条例の施行日より前に予約していた場合も宿泊税は課税されるのでしょうか？

A 小樽市宿泊税条例の施行日前に予約を行った場合でも、宿泊日が令和8年4月1日以降であれば、宿泊税が課税されます。

2 課税対象・宿泊料金について

Q 1 課税対象となる「宿泊」の判断基準はどのようなものですか？

A 小樽市宿泊税条例では、宿泊を「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」としており、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- ① 旅館業の許可が必要とされる宿泊の定義に該当するか。
- ② その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるか。
- ③ ②以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるか。

【旅館業法の許可が必要な宿泊】

以下の4項目を全て満たすものです。

- ・宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合、使用期間が1か月以上であるが、部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

Q 2 例えば午前1時から午前8時までの宿泊契約ではない利用など、日をまたがない6時間以上の利用は宿泊税の課税対象でしょうか？

A 宿泊税においては、「①旅館業の許可が必要とされる宿泊の定義に該当するか」、「②その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるか」、「③以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるか」を宿泊の判断基準としているため、午前1時から午前8時までの宿泊契約ではない利用については課税対象となりません。

Q 3 当日のみの利用（14時から17時の利用など）や、日をまたぐ6時間未満の利用（23時から25時の利用など）の取扱いはどうなりますか？

A 当日のみの利用（いわゆるデイユース）の場合又は日をまたぐ6時間未満の利用については、その利用が契約上宿泊での取扱いであれば課税対象となります。

※ 当該利用行為が契約上宿泊での取扱ではない場合は課税対象となりません。

Q 4 課税対象とならない宿泊の例はどのようなものですか？

A 宿泊税は、宿泊行為に対して課税されるものであることから、当該宿泊をキャンセルし、キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合、課税対象になりません。

また、幼児等の添い寝の場合など、無料で宿泊させる場合は、課税対象となる宿泊料金がないため、宿泊税はかかりません。

Q 5 個人で民泊を経営しておりますが、民泊で宿泊される方も課税対象となりますか？

A 宿泊税は、小樽市内のすべての宿泊施設（旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル・簡易宿所）及び住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅）において、宿泊料金を受けて宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、民泊での宿泊も課税対象となります。

Q 6 チェックインが0時以降になった場合の「宿泊日」はいつになりますか？

A 旅館業法で備え付けることとされている宿泊者名簿の宿泊日を宿泊税における宿泊日としてください。

Q 7 事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日となった場合）、宿泊税は課税されますか？

A その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったこと等により、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないとき又は違約金としてキャンセル料金を徴収するときは課税対象なりません。

Q 8 延長料金は宿泊料金になりますか？

A 宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金には含めません（宿泊料金として徴収している場合は、当該料金を宿泊料金に含みます。）。また、休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用したことにより課税対象となつた場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

Q 9 観光目的ではない宿泊でも課税対象となるのですか？

A 宿泊税は、小樽市へ宿泊していただく全ての方に、行政サービスの受益に見合った負担を広く分かち合っていただくという考えに基づいております。

そのため、宿泊目的に関わらず、全ての宿泊者に広く御負担をお願いしております。

Q10 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか？

A 宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されます。ただし、添寝利用等により宿泊料金がかからない場合は、課税の対象とはなりません。

Q11 添寝の幼児や子どもも宿泊税の対象になりますか？

A 宿泊税は、年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されます。幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。

ただし、宿泊料金がかかっていない場合（添い寝の場合など）は、宿泊税は課税されません。

【宿泊料金に含まれるもの例】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの（清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料等）

Q12 子ども向けに布団の貸出を行っております。幼児料金として布団の貸出料金を徴収していますが、課税対象となりますか？（低廉な実費負担部分の立替金に該当しますか？）

A 布団の貸出は寝具使用料に該当しますので、課税対象となります。
また、低廉な実費負担分についての判断は、その料金が宿泊の対価に当たらない料金として、帳簿上、立替金として整理されているかで確認します。

【参考】

低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金に含まれないため、宿泊税はかかりません。

ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

【宿泊料金に含まれないものの例】

- ・「食事代」、「遊興費」
- ・「会議室の使用」、「休憩及びこれに類する利用行為に係る金額」
- ・「消費税」、「地方消費税」、「入湯税」、「宿泊税」等の税
- ・「自動車代」、「煙草代」、「電話代」、「クリーニング代」、「土産代」等の立替金等
- ・「宿泊者が任意で支払った心付け」、「チップ」、「祝儀等の金額」等

※ 上記については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から控除します。

Q13 添寝の子どもについては、宿泊料金を徴収しておりませんが、入館料を徴収しています。この場合、宿泊税の課税対象となりますか？なお、入館料は子どもが宿泊する場合のみ発生します。

A 名称の如何に関わらず、当該入館料が、寝具使用料や入浴代などの利用行為の対価として徴収するものであれば、課税対象となります。

Q14 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか？

- A 低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。
ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

Q15 清掃料金を強制的に徴収している場合、その取扱いはどうなりますか？

- A 宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。
なお、連泊の場合、その清掃料金を宿泊数で按分して、1泊当たりの宿泊料金を算出してください。

Q16 客室を日帰りで利用する（いわゆるデイユース）の場合、宿泊税は課税されますか？

- A 当日のみの利用の場合又は日をまたぐ6時間未満の利用については、その利用行為が契約上宿泊での取扱いであれば課税対象となります。
※ 当該利用行為が契約上宿泊での取扱いではない場合、課税対象とはなりません。

Q17 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合、宿泊税は課税されますか？

- A 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用含む）があった場合は、実質的な宿泊であるとみなされるため、課税対象となります。
※ なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

Q18 サブスクリプション方式（月額定額料金）の利用の場合、宿泊税は課税されますか？

- A 実際の宿泊行為があった際に、宿泊税の課税対象となります。
なお、1泊当たりの宿泊料金については、契約で定めている料金とします。

Q19 長期滞在の場合でも課税対象となりますか？

- A 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊数に応じて宿泊税が課税されます。

Q20 マンスリーマンションやウィークリーマンションに宿泊の場合、宿泊税は課税されますか？

A マンスリーマンションやウィークリーマンションと称される短期賃貸住宅への宿泊の場合、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらない場合は、課税対象となりません。

旅館業法上の営業施設であるかどうかで課税対象であるかの判断を行います。

なお、旅館業法による宿泊に該当する場合は、課税対象となります。その場合の宿泊料金は、契約期間における宿泊料金を契約期間の日数（宿泊数）で除した金額を宿泊料金とします。

※ 旅館業法上の営業施設であるか否かにつきましては、衛生上の維持管理責任の所在等を踏まえて総合的に判断いたしますので、御不明な場合は、小樽市保健所に御確認ください。

Q21 カプセルホテルに宿泊の場合、宿泊税は課税されますか？

A 一般的にカプセルホテルは簡易宿所に該当するため、宿泊税の課税対象となります。

Q22 インターネットカフェに宿泊の場合、宿泊税は課税されますか？

A 通常、インターネットカフェは旅館業法の旅館業に該当しないものと考えられます。が、営業形態により旅館業法の許可を受けている場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q23 ペットの宿泊は課税対象となりますか？

A 基本的な考え方として、宿泊者ではないため、ペットの宿泊は課税対象とはなりません。ただし、ペットの宿泊に係る清掃代やサービス料を宿泊施設が徴収する場合は、宿泊料金に含めていただくこととなります。

Q24 ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は、宿泊税の課税対象となりますか？

A 宿泊税は、宿泊施設への宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は、宿泊税の課税対象とはなりません。

Q25 実際の宿泊を伴わない利用（ホールドルーム、キープルーム等）は課税対象となりますか？

A ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象とはなりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

例) 定員4名の部屋を3日間確保した。その際の宿泊は以下のとおりであった。

宿泊者数	部屋代	宿泊税
1日目 4人	50,000円 (宿泊料金)	(宿泊料金) 50,000円 ÷ 4名 = 12,500円 (宿泊税) 300円 × 4名 = 1,200円
2日目 0人	50,000円 (利用料金)	0円
3日目 2人	50,000円 (宿泊料金)	(宿泊料金) 50,000円 ÷ 2名 = 25,000円 (宿泊税) 400円 × 2名 = 800円
宿泊税合計		(宿泊者数6人) 2,000円

このような場合は、宿泊施設で把握した宿泊日ごとの宿泊人数をもって、1人当たりの宿泊料金を算定します。

Q26 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか？

A 連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

例) 1人が4泊した場合（1万円の部屋に宿泊）

$$1人 \times 300円 \times 4泊 = 1,200円$$

【連泊割引における宿泊料金の考え方】

- 宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。
- 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

Q27 例えば5泊したら1泊が無料となるキャンペーンを実施した場合、税額はどうなるのでしょうか？

A 宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税の課税対象とはなりません。

例) 1泊 5,000円

$$(300円 \times 5泊) + (0円 \times 1泊) = 1,500円 \text{ (宿泊税額)}$$

Q28 2名で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1名のみだった場合、宿泊税を返金してもいいですか？

A 実際に宿泊があった人数に応じ、宿泊税を徴収していただくことになりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。

仮に、旅行予約サイトにて宿泊税込みの金額で決済をしていて、キャンセルとなった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が「当該宿泊税分」を返金していただくことになります。

詳細は、宿泊施設と旅行予約サイト運営会社との取り決めによります。

Q29 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは、会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象となりますか？

A 宿泊契約に基づく利用で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。宿泊契約ではない利用の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は宿泊税の課税対象となります。

Q30 自社向けの研修施設がありますが、そこに宿泊した場合、宿泊税は課税されますか？一般への貸出も行っているため、旅館業の許可をとっています。

A 研修施設の場合、「宿泊料金を徴収している。」「社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合等）」など、旅館業法の許可が必要な宿泊に該当する場合には、宿泊税の課税対象となります。

宿泊契約に基づく利用で、宿泊料金が課されている場合や、宿泊契約ではない利用の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。

※ 宿泊の対価として費用を徴収していない場合は課税対象となりません。

Q31 宿泊施設の従業員が業務のために当該宿泊施設に宿泊した場合、宿泊税は課税されますか？なお、金銭の授受はありません。

A 宿泊施設が宿泊料金を無料としているため、宿泊税の課税対象とはなりません。

Q32 グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか？なお、金銭の授受はあります。

A 宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。また、宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は課税対象となります。

Q33 レジャーホテルのような休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか？

A いわゆるレジャーホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となります。また、休憩契約の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は、宿泊とみなしますので、宿泊税の課税対象となります。

Q34 レジャーホテルを経営しており、部屋ごとに料金を徴収しております。この場合、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収すればよいのでしょうか？

A 1室を単位として料金を設定している場合でも、宿泊人数に応じ、宿泊税が課税されますので、旅館業法に規定されている宿泊者名簿等により、何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。

特別徴収義務者となる宿泊施設の宿泊事業者は、日々の宿泊税を適正に把握していただくため、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

(1) 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数（以下「課税宿泊者数」といいます。）及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

例) 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等

(2) 書類とは

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、課税宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

Q35 公営施設に宿泊の場合、宿泊税は課税されますか？また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象となりますか？

A ユースホステル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業法の許可が必要な宿泊の場合で、宿泊料金が課されている場合は、宿泊税の課税対象となります。

宿泊税は、宿泊者が行政サービスを一定程度享受していることを鑑み、全ての宿泊者に広く御負担をお願いしております。

また、宿泊施設により、宿泊料金が免除されている場合は、宿泊税は課税されません。

Q36 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか？また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でもお客様一人一人に宿泊税が課税されますか？

A 旅館業法における旅館業は、施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式のテントをお客様が設置し、宿泊する場合（移動式のテントを各自で設置し、宿泊させる営業）については、旅館業法における旅館業に該当しないことから、宿泊税の課税対象となりません。

ただし、固定式のテントやバンガローなど、事業者が設けた施設に宿泊する場合（事業者が設けた施設に宿泊させる営業）は、旅館業法における旅館業に該当するため、宿泊税の課税対象となります。

なお宿泊税については、バンガローなど、料金が施設や区画ごとに設定されても、宿泊する人数に応じて課税されることとなります。

Q37 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか？

A 1棟あたりの宿泊料金が設定されており、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳児等も宿泊料金を支払っていると考えられることから、宿泊税の課税対象となります。このため、1棟1泊当たりの宿泊料金の総額を幼児等を含めた宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とみなすことになります。

※ 幼児等の宿泊に関わらず、1室を単位として料金設定されているなど、1人あたりの宿泊料金が不明な場合は同様の考え方となります。)

Q38 事務所として客室を利用する場合、宿泊税は課税されますか？

A 宿泊施設において宿泊料金として取り扱っていない限りは、宿泊税の課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q39 団体宿泊に伴い、会議室を客室として提供する場合、宿泊税は課税されますか？

A 会議室を客室として提供した場合も課税対象となります。

なお、会議室を客室として使用する場合は、旅館業法上の変更手続きが必要となります。

Q40 長期滞在（2～3ヶ月）の場合も課税対象となりますか？この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合は課税対象となりますか？

A 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税の課税対象とはなりません。

Q41 旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合、宿泊税は課税されますか？

A 宿泊施設が旅行会社の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は、宿泊税の課税対象とはなりません。

Q42 宿泊者が宿泊中に地震による被害を受けた場合も宿泊税は課税されますか？

A 宿泊者（納税義務者）が天災による被害を受けた者であって、必要があると認められる場合は、小樽市宿泊税条例の定めにより宿泊税を減免することとしておりますが、その取扱いについては、災害の発生ごとに通知することを予定しております。

Q43 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてくださいですか？

A 災害により旅館業の許可を受けている宿泊施設を避難所として開設した場合などで、宿泊者から宿泊料金を徴していない場合は課税されません。

Q44 無料の食事がついている場合、宿泊料金はどうなりますか？

A 無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q45 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか？

A 宿泊料金と食事料金が一体となった料金設定で、分離が難しい場合は、宿泊事業者が把握している料金内訳や実情を踏まえ、支払額の一定割合を食事料金（相当額）とするなどして宿泊料金を算出してください。

Q46 企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか？

A 【企画旅行について】

企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの金額を宿泊料金とします。

【手配旅行について】

手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額を宿泊料金とします。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

Q47 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか？

- A 宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（T T M）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。
- ※ 具体的な取扱いについては、「法人税基本通達 第13章の2第1節『外貨建取引に係る会計処理等』」に準じて算定します。

Q48 宿泊予約サイトに支払う手数料はどのように取扱いますか？

- A 宿泊施設が宿泊予約サイトに支払う手数料は、宿泊料金に含めて取り扱います。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

Q49 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合、どのように取扱いますか？

- A 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。その結果、宿泊料金が0円となる（無料宿泊券や宿泊施設発行のポイントで全額支払った場合など）場合は、宿泊税は課税されません。
- ※ 宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。

Q50 補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合、どのように取扱いますか？

- A 補助金・助成金など、宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し、第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、宿泊者の支払うべき金額が0円であったとしても、宿泊料金は発生するため、宿泊税は課税となります。

補助金等が宿泊と対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。

Q51 利用客室の変更（アップグレード）があった場合、どのように取扱いますか？

- A 客室変更（アップグレード）により追加料金を徴した場合は、変更前の宿泊料金に当該追加料金を加えた金額を宿泊料金とします。

3 旅行業関係者の方向け

Q 1 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税担当分の金額を預かることに問題はありませんか？

A 旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。

宿泊税を旅行商品の販売時に預り金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者とホテル、旅館等との間で取り決めていただくことになります。

※ 旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記するようお願いします。

4 課税免除について

Q 1 修学旅行等で課税免除となるのはどのような人ですか？

A 修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から、宿泊税の課税を免除します。

(1) 課税免除となる学校行事等

修学旅行やその他学校行事等であり、学習指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準じるものとなります。

※ クラブ活動等については、宿泊税の課税免除対象行事とはなりません。

(2) 課税が免除となる者

下記表の施設が行う修学旅行等に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者（※）です。

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校
中学校	義務教育学校	高等学校
中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校
保育所	保育所型認定こども園	
家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）		

（※）引率者とは

学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師、保護者等の引率者を宿泊税の課税免除対象者とします。なお、旅行業者の添乗員やカメラマン等は課税免除対象者とはなりません。

(3) 手続について

修学旅行生等を課税免除とするためには、学校等が作成した「修学旅行等であることの証明書」を受領することが必要です（小樽市宿泊税 特別徴収事務の手引（以下「手引」といいます。）12ページの見本を御参照ください。）。

【注意事項等】

- 当該証明書は、宿泊施設にて、宿泊税の帳簿とともに5年間保存してください（宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。）。
- 証明書への学校長等の押印は原則不要です。
- 証明書の様式は、小樽市のホームページからダウンロードできます。
- 納入申告の際に、小樽市へ提出していただく必要はありません。

Q 2 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか？

A 宿泊税は、宿泊施設における宿泊行為に対して課することとしておりますが、学校が教育上の見地から行う修学旅行やその他学校行事等に参加している方等については、例外的に取扱い、宿泊税を課さないこととしております。

なお、「修学旅行やその他学校行事等」とは、学習指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準じるものと整理しており、併せて対象者についても、学校行事等に参加する児童や生徒等を基本としつつ、学校行事当日の円滑な運営のため必要不可欠な引率を行う学校関係者など、最低限の方を課税免除としているところです。

上記のように、課税免除の対象は非常に限定的なものとなっており、修学旅行の事前準備（下見）については、児童や生徒が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことを踏まえると、課税免除の対象とはなりえないものと判断します。

Q 3 その他の学校行事（学習合宿、林間学校、社会科見学等）は課税免除となりますか？

A 宿泊税の課税免除の対象は、16ページに記載のとおりとしております。

また、その対象となる学校行事等については、修学旅行のほか、学習指導要領に定める学校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準じるものと整理しております。

したがって、学習合宿など、学習指導要領等に基づく学校行事で、学年を単位として実施される学校行事については、宿泊税の課税免除の対象となります。

なお、課税免除とするためには、学校等が作成した「修学旅行等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。

※ 証明書に係る注意事項等については、16ページを御確認ください。

【スポーツ大会等に係る宿泊について】

スポーツ大会、文化大会、部活動における合宿等に係る宿泊については、学年を単位として実施される学校行事には該当しないことから、課税免除の対象とはなりません。

Q 4 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊で課税免除となるのはどのような人ですか？

A 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしております。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて（平成8年4月1日付・国税庁長官通達）」に準じます。

(1) 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

(2) 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典総括官からその証明書となる「免税カード」の交付を受けた者

(3) 手続きについて

宿泊に際し、外国大使等から、消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税の課税も免除となります。

5 特別徴収義務者について

Q 1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか？

A 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）です。

ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などにおいては、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を特別徴収義務者として指定する場合がありますので、御不明な点は、小樽市財政部市民税課税制グループへお問い合わせください。

Q 2 特別徴収義務者として行わなければならないことはどのようなものがありますか？

A 宿泊者から宿泊税を徴収し、小樽市に申告納入していただくほか、各種申請、帳簿や書類の記載及び保存等を行っていただく必要があります。

Q 3 保存すべき帳簿や書類はどういったものですか？

A 小樽市宿泊税条例では、納入申告書と宿泊税月計表の内容が確認できるよう、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類等について、次のとおり定めています。

(1) 帳簿（5年間保存）

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数（以下「課税宿泊者数」といいます。）及び宿泊税額の記載があるもの。

例） 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等

(2) 書類（2年間保存）

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、課税宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの。

※ 保存期間の始期は、小樽市宿泊税条例に規定されておりますが、「手引」24ページにも記載しておりますので御確認ください。

なお、帳簿、書類の保存義務等違反については、小樽市宿泊税条例により、罰則（1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金）が設けられておりますので御留意ください。

Q 4 宿泊税は特別徴収義務者が負担しなければならないのですか？

- A 宿泊税の納税義務者は、宿泊施設の宿泊者となります。
- 特別徴収義務者は、納税義務者である宿泊者から宿泊税を徴収し、小樽市に申告納入をしていただくことになります。
- なお、特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく必要があります。

Q 5 これから旅館業（住宅宿泊事業）を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか？

- A 宿泊税に関する手続きの流れは、以下のとおりです。
- (1) 旅館業の許可、住宅宿泊事業の届出の手続きを終える（※）。
 - (2) 宿泊税特別徴収義務者届出書を営業を開始しようとする日の前日までに小樽市財政部市民税課税制グループへ提出する。
 - (3) 令和8年4月1日以降に宿泊した宿泊者から宿泊税を徴収する。
 - (4) 每月宿泊税納入申告書を小樽市財政部市民税課税制グループへ提出するとともに、徴収した宿泊税について、金融機関等にて納入する。

※ 旅館業の許可等と並行して宿泊税特別徴収義務者届出書を提出する場合は、提出書類が異なりますので、「手引」13～14ページを御確認ください。

Q 6 民泊の経営をしておりますが、宿泊税特別徴収義務者届出書に付随する提出書類のうち、宿泊約款を作成しておりません。住宅宿泊事業ではどの書類を提出したらよいでしょうか？

- A 宿泊者の利用申込時に作成する契約書に該当するものや、利用料金等が確認できる書面を提出してください。
- 例) 施設のパンフレット、ホームページに掲載している料金表をプリントアウトしたものなど

Q 7 旅館業の営業を現在休止している状況です。そのため、宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書を提出しようと考えておりますが、休止を確認できる書類として何を提出したらよいでしょうか？

- A 宿泊施設で作成した休止のお知らせや、旅館業法上において保健所に提出する「停止届」の写しなど、休止していることが確認できる書類を提出してください。
- なお、休止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、休止前の最終営業日から1か月以内に申告納入を行う必要があります。

Q 8 旅館業（住宅宿泊事業）を廃業しようと思うのですが、どのような手続が必要ですか？

A 旅館業（住宅宿泊事業）を廃業する場合は、廃止の日から10日以内に以下の書類を提出してください。

なお、廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、最終営業日から1か月以内に申告納入を行う必要があります。

【提出書類】

- ・宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（規則様式第5号）
- ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止届（写）

※ 別途、旅館業法又は住宅宿泊事業法の廃止（停止）届の提出も必要になります。

Q 9 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか？

A 小樽市のホームページから各種様式をダウンロードできます。

※ 「小樽市 宿泊税 様式」で検索してください。

Q 10 宿泊税特別徴収義務者届出書などの各種書類はどこに提出すればよいのでしょうか？

A 小樽市財政部市民税課税制グループ宛てに郵送してください（窓口での提出も可能です。）。

Q 11 宿泊税導入後、特別徴収義務者の届出を行っていない宿泊事業者に対し、どのような対応を考えているのでしょうか？

A 特別徴収義務者としての届出を行わず宿泊施設の営業を行っている事実が判明した場合は、関係機関と連携を図り、当該宿泊事業者に対し、特別徴収義務者の届出及び申告納入を行うよう指導いたします。

6 申告及び納入等について

Q 1 宿泊税の徴収の仕方は決まっていますか？

**宿泊料金をインターネットを通じ、クレジット決済できるようにしてお
りますが、宿泊税はどのように徴収したらよいのでしょうか？**

A 徴収方法については、特に定めておりません。徴収しやすい方法を選択し
てください。

【想定される支払方法】

- ・現金払い：精算時に宿泊料金と宿泊税と一緒に支払います。
- ・事前決済：予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

※ 仮に旅行サイトを使用し、宿泊税込みで決済後、キャンセルとなった
場合、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返金し
ます。

- ・宿泊料事前決済、宿泊税は現金払い：予約時に宿泊料金を支払い、現地で宿
泊税を支払います。

※ なお、無人化施設等での徴収について、他都市の事例では、ホームページ
上に宿泊税について明記をし、予約時に事前決済することにより徴収して
いることが多いようです。

**Q 2 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうこ
とはできますか？**

A 小樽市宿泊税条例において、宿泊施設の経営者（一般的には旅館業の許可
を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方）を特別徴収義務者と定めてお
りますので、旅行代理店等から小樽市に直接申告納入していただくことはで
きません。

**Q 3 宿泊者（招待客）と予約者（料金支払者）が別人である場合、宿泊者から
直接徴収するのでしょうか？それとも納税義務者は宿泊者であるものの、
予約者から徴収するのでしょうか？**

A 納税義務者は宿泊者であることから、原則、宿泊者から宿泊税を徴収いた
しますが、予約者が宿泊税を含めた料金を事前に支払った場合については、
宿泊者から徴収する必要はありません。

Q 4 小樽市宿泊税条例施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者については、宿泊税をどのように徴収すればよいですか？また、振込手数料は誰が負担するのでしょうか？

A 事前に宿泊代を支払っている宿泊者については、宿泊時に現地で宿泊税を徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いいたします。

Q 5 納税義務者が宿泊税を支払わなかった場合、宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合、罰則はあるのでしょうか？

A (1) 納税義務者（宿泊者）が宿泊税を支払わなかった場合

仮に納税されなかった場合は、地方税法上、特別徴収義務者である宿泊事業者が当該宿泊税を小樽市へ納入した上で、納税拒否した宿泊者に求償することになります（地方税法第733条の15第3項）。

特別徴収義務者が求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方税法上、地方団体においても必要な援助をしなければならない旨、定められており、小樽市に御相談等をいただきながらの対応となります（地方税法第733条の15第4項）。

このような場合は、宿泊者に制度が行き届いていないことが一因と考えられますので、同時期に宿泊税を導入する北海道と緊密に連携し、周知の徹底を図ってまいります。

(2) 特別徴収義務者（宿泊事業者）が特別徴収をしなかった場合

地方税法上罰則が設けられています（地方税法第733条の21第2項）。

特別徴収義務者に科される罰則については、市税をはじめ、他の市町村税等においても同様に設けられており、いずれの税の公平性等を確保するため法令に規定されています。

Q 6 宿泊施設が宿泊税の事務手続きに協力的であっても、宿泊者が非協力的な場合もあると思います。宿泊者が非協力的な場合の対応について、教えていただけますか？

A 納税の義務があることを御説明いただくとともに、宿泊税の徴収についても御協力をお願いいたします。

小樽市といたしましても積極的な広報を行い、周知の徹底を図ってまいります。

Q 7 宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければいけませんか？表示が必要な場合は、どのように表示すべきでしょうか？

A 領収書等には、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も、消費税の課税対象となる場合がありますので、御注意ください。税の名称表示は下記の表記で統一してください。

日本語表記：宿泊税
英語表記：Accommodation Tax

※ 料金を複数の方に分割して請求する場合、宿泊税額も分割していただいて結構です。この場合、分割後の宿泊税額を領収書等に表示してください。

Q 8 領収書とは別に請求書を作成していますが、手書きで領収書を発行した際は、総額表示にしております。請求書には税額を区別して記載しているため、手書きの領収書には税額を区別しなくてもよいと考えておりますが、いかがでしょうか？

A 領収書の記載方法について、総額表示とする場合は、消費税の課税対象として宿泊税が含まれてしまう場合がありますので、宿泊税の名称とその額を明記していただくようお願いしております。

また、請求書に宿泊税という名称と金額の記載があれば、領収書への記載がなくても消費税の課税対象とならないかどうかについては、最寄りの税務署へお尋ねください。

なお、領収書の記載例については、「手引」29～30ページに記載しておりますので御確認ください。

Q 9 領収書に添付する収入印紙は、宿泊税額を含めた額に対して貼付することになるのでしょうか？

A 印紙税の考え方については、国税庁のホームページで御確認いただくか、最寄りの税務署へお尋ねください。

Q 10 会計システム上、1名で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっています。この場合、どのように対応したらいいでしょうか？

A 帳簿等をつけていただくことになるので、そちらで実際の宿泊人数を管理していただくことになります。ただし、領収書に記入する宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります（宿泊税を明示しない場合、消費税の課税対象となる場合があります。）。

Q11 宿泊税の徴収に当たり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この場合など、キャッシュレス決済に係る手数料は宿泊事業者が負担するのでしょうか？

A 宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合の手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社等との契約によるものになりますので、宿泊事業者に御負担をお願いいたします。

Q12 納入申告書や納入書は毎月送られてくるのでしょうか？

A 宿泊税納入申告書については、小樽市ホームページからダウンロードした上、御使用いただきますようお願いいたします。

また、宿泊税納入書については、毎年3月頃に1年分まとめて送付いたしますが、小樽市ホームページからもダウンロード可能です。

Q13 宿泊税の申告・納入はどのように行うのでしょうか？

A 特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付の上、小樽市財政部市民税課税制グループまで提出し、併せてその税額を「宿泊税納入書」により金融機関等で納入してください。

【納付可能な金融機関】

○ 次の金融機関の本店・支店・出張所

北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫、北海道労働金庫

○ 次の金融機関及び支店

新おたる農業協同組合本所、北海道信用漁業協同組合連合会小樽支店、小樽市漁業協同組合本所、北海道内のゆうちょ銀行（郵便局）

Q14 電子申告は可能でしょうか？

A 宿泊税については、「e L T A X（エルタックス）」から電子申告・電子納付することが可能です。電子申告・電子納付を行うためには、利用届出を行った上、利用者IDの取得が必要となります。

詳細については、e L T A Xのホームページを御覧ください。

Q15 申告や納入が遅れたらどうなりますか？

A 申告や納入が遅れた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課されますので御注意ください。

Q16 郵便等を利用して納入申告書を提出し、小樽市への到着が申告期限より後になった場合、期限後の申告となりますか？

A 原則として、小樽市に届いた日が申告日となります。郵便局（郵便官署）の消印があればその消印の日付を申告日として取り扱います。

なお、申告書等については信書に該当するため、信書便の指定業者以外の宅急便、メール便、ゆうパック等は利用できません。

Q17 納入申告書等の郵送代については、宿泊事業者が負担することになるのでしょうか？

A 納入申告書等の郵送代については、宿泊事業者に御負担をお願いいたします。

Q18 宿泊がない月でも申告が必要ですか？

A 宿泊行為がない月は宿泊料も受領していないため、納入していただく宿泊税はありませんが、適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかつたことも含めて的確に把握する必要があります。そのため、申告すべき税額が0円である場合も、0円と記載した宿泊税納入申告書の提出をお願いいたします（その場合、宿泊税月計表の提出は不要です。）。

Q19 宿泊税の納入について、口座から引き落としてもらうことは可能でしょうか？

A 宿泊税の納入については、お手数ですが、小樽市から送付する宿泊税納入書により、25ページに記載の金融機関等で納入してください。

Q20 金融機関窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は宿泊事業者が負担するのでしょうか？

A 小樽市が送付した宿泊税納入書を利用して、25ページに記載の金融機関の窓口で宿泊税を納入する場合は、振込手数料はかかりません（小樽市ホームページからダウンロードした様式を使用しても同様です。）。

Q21 宿泊税のうち、道税分はどのように納めたらよろしいでしょうか？

A 小樽市内で課税される道宿泊税については、地方税法の規定に基づき、小樽市が一括して賦課徴収を行います（特別徴収義務者の方には、小樽市に市宿泊税と併せて道宿泊税の申告納入をしていただき、小樽市から北海道に道宿泊税を払い込みます。）。

Q22 民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額を申告してよろしいのでしょうか？

A 所得の申告方法については、国税庁のホームページを御確認いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

Q23 利用後に料金変更が発覚した場合は宿泊税を変更する必要がありますか？

A 宿泊税の申告後に料金変更があった場合は、差額徴収分の納入に加え、再度、正しい内容での申告が必要となりますので、小樽市財政部市民税課税制グループへお問い合わせください。

また、減額となった場合については、宿泊税更正請求書の提出をお願いいたします（正しい宿泊数を記載した宿泊税月計表も添付してください。）。

Q24 売掛（後払い）の場合、宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となりますか？入金された月の翌月となりますか？

A 実際に宿泊があった月の翌月に申告納入していただくようお願いします。

Q25 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となりますか？

A 宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなるので、チェックインの日付を基準としてください。月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分にといった形で計上してください。

Q26 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月宿泊税の申告・納入を行う必要がありますか？

A 簡易宿所の営業許可を受けているのであれば毎月申告が必要となります。なお、営業をしていない期間が1か月以上ある場合は、宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書と休止又は再開を確認できる書類を小樽市財政部市民税課税制グループまで提出してください。

Q27 宿泊税の申告は、宿泊税納入申告書及び宿泊税月計表に宿泊した人数等を記入し、行うことですが、小さな宿泊施設だと宿泊者数が「ゼロ」であることが多いです。その場合、全ての日にちの記載箇所に「ゼロ」を記入しなければなりませんか？

A 宿泊者数が「ゼロ」の場合であっても、お手数ではございますが「ゼロ」の記載をお願いいたします。なお、1か月を通して課税対象となる宿泊がなかった場合も宿泊税納入申告書の提出は必要ですが、宿泊税月計表の提出は不要です。

Q28 月計表の課税対象外の記入方法を教えてください。課税対象外の欄に、添寝無料の方などの宿泊数を記入する必要はありますか？

A 宿泊税月計表の課税対象外欄には、宿泊者のうち、宿泊税の対象とならない方を記載していただくことになりますので、添寝無料の場合など、宿泊施設の取扱いにより宿泊料金がかからなかった宿泊数、修学旅行生などの課税免除対象者の宿泊数について記入をお願いします。

Q29 旅館業を週末だけ行っていますが、人数制限をしているため、年間でも税額が60,000円程度にしかなりません。申告納入期限の特例の対象にもなると思いますが、事前納入できませんか？

A 每月月末までに、前月に徴収した宿泊税について、申告納入していただこうお願いいたします。

少額であるかもしれません、事前の申告納入ではなく、実際の宿泊実績に応じた申告納入をお願いします。

申告納入期限の特例は、所定の要件を満たす場合に申請することができ、小樽市が承認後、申請者に対し通知する「宿泊税納入期限等特例承認（不承認）通知書（規則様式第9号）」に記載された「特例の開始月」から適用されます。

詳細については、「手引」17～19ページを御覧ください。

Q30 営業開始から1年が経過していない場合、申告納入期限の特例の適用を受けることはできないのですか？

A 申告納入期限の特例の適用を受けたい場合は、「宿泊税納入期限等特例承認申請書（規則様式第8号）」の提出が必要です。

原則として、「申請書を提出した日の属する月前12月に当たる月の初日まで」に、旅館業法の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法の届出を行っている必要がありますので、申請書を提出した時点で許可又は届出をした日から1年を経過していない場合は、この特例を受けることができません。

そのほか、申告納入期限の特例の適用を受けるには、一定の要件を満たす必要があります。

Q31 入湯税とは別に徴収するということですか？

A 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設などの整備や観光振興のための費用に充てるために設けられた法定の目的税です。

一方、法定外目的税である宿泊税は、観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に導入されたものであり、目的や使途など、その性質が異なることから、入湯税とは別に徴収していただきます。

Q32 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか？宿泊事業者が説明するときに使えるような広報物はありますか？

A 宿泊者に宿泊税に対する御理解をいただいた上、円滑に納付していただけるよう、宿泊施設や公共施設等にポスターを掲示するほか、宿泊事業者様が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのチラシを作成するなど、同時期に宿泊税を導入する北海道と緊密に連携し、周知の徹底を図ってまいります。

7 宿泊税特別徴収義務者交付金について

Q 1 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金はありますか？

A 小樽市が特別徴収義務者に対して交付する交付金については、原則として期限内に申告納入された宿泊税額の合計額の 2.5%（令和 13 年度交付分までは 1.0% を加算した 3.5%。北海道税に係る補助率も同様）を交付します。

Q 2 宿泊税特別徴収義務者交付金はいつごろから交付される予定ですか？

A 初回の交付金は、令和 8 年 5 月申告分（4 月宿泊分）から令和 9 年 3 月申告分（2 月宿泊分）の 11か月を算定期間とし、令和 9 年度中の交付を予定しております。

なお、令和 9 年度以降の宿泊分に係る交付金は 4 月申告分（3 月宿泊分）から翌年 3 月申告分（2 月宿泊分）の 12か月を算定期間とし、算定期間の翌年度の交付を予定しております。

交付要件、交付時期、交付手続き等については、詳細が決定次第、小樽市のホームページにてお知らせいたします。

Q 3 宿泊税特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入することはできませんか？

A 宿泊税特別徴収義務者交付金は、宿泊税の徴収事務に要する経費負担の軽減を図ること及び期限内申告納入の意欲の高揚を図ることを目的に、特別徴収義務者が法定納期限までに納入した額に一定割合を乗じた額を交付するものです。そのため、交付対象であることの確認等が必要であり、差し引いて申告納入することはできません。

Q 4 宿泊税特別徴収義務者交付金に対して、消費税は課税されるのでしょうか？

A 特別徴収義務者に交付する宿泊税特別徴収義務者交付金については、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等に該当しないため「不課税取引」となり、消費税の課税対象とはなりません。